

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 受動喫煙防止対策について (10分)</p> <p>不特定多数が利用する施設などの受動喫煙防止対策を強化する、いわゆる改正健康増進法(2018年7月成立)が、本年4月から全面施行されました。同法は昨年7月から一部施行され、本市でも禁煙に向けた取組が進んでおりますが、再度徹底する必要があります。</p> <p>改正健康増進法には、たばこの煙が周囲の人に健康被害を与える受動喫煙をなくし、健康への影響が大きい20歳未満の子どもなどや患者らを守る狙いがあります。ポイントは、①多くの人利用する施設内での原則禁煙、②従業員を含む20歳未満の喫煙室への立ち入り禁止、③違反者への罰則適用、④喫煙設備がある旨を掲示するなどがあります。</p> <p>同法の一部は昨年7月に施行され、未成年者や妊婦らが利用する学校、病院、行政機関、児童福祉施設などを「第一種施設」とし、敷地内が原則禁煙となりました。これらの屋内は完全禁煙となりましたが、屋外については、喫煙場所が区画され、通常、施設利用者が立ち入らないなど、受動喫煙防止措置が講じられた場所に限り、喫煙を認めました。</p> <p>全面施行となった4月からは、飲食店や事務所・オフィス、ホテル、交通機関など「第一種施設」以外で、多くの人利用する施設も原則屋内禁煙となり、喫煙スペースや加熱式たばこが喫煙できる専用の喫煙室の設置は認められ、ここでは喫煙ができることとなりました。</p> <p>改正法全面施行に合わせ、埼玉県は昨年6月から施設や区域を認証する制度を始め、受動喫煙防止対策を進めております。認証制度は、施設と区域の二つです。施設認証は飲食店や事業所などが対象で、屋内、敷地内を完全禁煙にしていることを要件とし、認証した施設にはステッカーが交付され、県のホームページに掲載されます。</p> <p>一方、区域認証では市町村が申請した区域を認証します。区域内の飲食店のうち、3分の2以上の施設が敷地内、屋内禁煙にしていることなどが要件となっております。</p>	<p>市長 教育委員会教育 長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>こうした新たな動きが始まる中で、本市の現状とこれからの取組について伺います。</p> <p>(1) 本市における受動喫煙防止対策の現状と課題は。 (2) 改正健康増進法の全面施行後の取組について</p> <p>2 単身高齢者のゴミ出し支援について(10分) 総務省は昨年11月に、ゴミを集積場まで運ぶのが困難な一人暮らしの高齢者らの生活をサポートするため、戸別訪問してゴミの回収をする市区町村を財政支援すると発表しました。高齢化が進む本市の課題と今後の取組を伺います。</p> <p>3 道路標識の改正について(10分) 警察庁は「歩行者横断禁止」を示す道路標識について、小さな子供が読めるように「わたるな」と平仮名でも表示できるよう、いわゆる標識に関する命令を改正することを決めました。これは、昨年5月に大津市で保育園児ら16人が死傷した事故を受けた未就学児の交通安全対策の一環で、本年3月下旬に施行されました。 本市は交通安全対策を積極的に進めておりますが、更なる推進のため、今後の対応について伺います。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p>